



平成 30 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 エ キ サ イ ト 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 手塚 正 純
(JASDAQ・コード 3754)
問合せ先 経営企画室長 長澤 英 郎
(TEL. 03-6450-2729)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 5 日開催の取締役会において、平成 30 年 12 月上旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要となる基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 11 月 1 日（木）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 平成 30 年 10 月 16 日（水）
- (2) 基準日 平成 30 年 11 月 1 日（木）
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
(<http://ir.excite.co.jp/>)

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

平成 30 年 9 月 7 日付当社プレスリリース「XTech HP 株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、XTech HP 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成 30 年 9 月 7 日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方、②本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満となる場合には、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合において、公開買付者より本要請を受けた場合には、本要請に応じる予定です。

この度、当社は、上記②に記載の場合には本要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の数の 90%以上の議決権を取得し、公開買付者が、当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上